

伊丹創生検証会議設置要綱

(設置)

第1条 第6次伊丹市総合計画（以下「総合計画」という。）における実施計画で地方創生の取組として位置付けた実施施策に係る成果指標並びに実施施策の評価及び検証を効果的に行うため、伊丹創生検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検証会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画に示した成果指標の検証に関すること。
- (2) 総合計画に示した実施施策の効果検証に関すること。
- (3) 総合計画に示した実施施策の見直しについて提案を行うこと。

(組織)

第3条 検証会議は、委員8名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 民間事業者を代表する者
- (2) 兵庫県伊丹警察署職員
- (3) 学識経験者
- (4) 金融機関を代表する者
- (5) 労働団体を代表する者
- (6) 報道機関を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和11年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検証会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検証会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検証会議)

第6条 検証会議は、委員長が招集する。

- 2 検証会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検証会議の庶務は、総合政策部政策室において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検証会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。